

警 察 署 協 議 会 会 議 録

名 称	大 阪 府 淀 川 警 察 署 協 議 会	
開催日時	令和4年11月25日（金） 午前10時00分から 午前11時00分までの間	
開催場所	大阪府淀川警察署 講堂	
出席者	委 員	福岡会長 田中委員 船戸委員 二神委員 菊田委員 小野委員 奥野委員 太田委員 西森委員 橋本委員 岡田委員 遠山委員
	警 察	署長 副署長 総務課長 留置管理課長 会計課長 生活安全課長 地域課長代理 刑事課長 交通課長 警備課長 警察署犯罪抑止戦略官（生活安全課長代理） 広聴相談係長
議事概要	<p>1 会長あいさつ</p> <p>先日、新聞等に、「大阪府は住みやすい街である」という記事が載っておりました。</p> <p>その理由の一つとして、大阪は社会が安定しており、治安がよくなっているということが挙げられていました。</p> <p>本日、警察からいただいた資料を見ますと、淀川署における刑法犯認知件数は減っています。</p> <p>本当に警察の方の大変な努力の結果であると非常に感謝しております。</p> <p>特殊詐欺ですが、これは本当に大変な状況であり、何らかの手を打たなければいけないと思います。</p> <p>本日は、報告事項をお聞きし、その後、皆様と意見交換をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>2 署長あいさつ</p> <p>当署協議会におきましては、委員の方々から、「こういうことが足りない。こういうことがもっと出来るのではないか。」等と御教示いただければ、検討の上、業務の改善を図って参ります。</p> <p>本日は、忌憚のない御意見を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。</p>	

また、先程、会長から特殊詐欺の話がありましたが、本当に大きな問題になっております。

特殊詐欺の手口で多いのは、区役所騙りであり、「還付金がありますよ、ＡＴＭに行って下さい」というものです。

住民の皆さんにお願いしたいのは、御高齢の方が、電話をかけながらＡＴＭを操作している等、特殊詐欺の被害に遭っていると感じたときには、すぐに１１０番通報をしていただきたいと思います。

警察としても１件でも被害を減らしていきたいと思っておりますので、御協力をお願いします。

3 業務報告

(1) 生活安全課

特殊詐欺防止総合対策の推進等について

(2) 警察署犯罪抑止戦略室

大阪重点犯罪の発生状況等について

(3) 交通課

淀川警察署管内における交通情勢等について

(4) 総務課

犯罪被害者週間について

4 議事

(1) 「歩行者の信号無視について」

【委員】

大阪メトロの西中島駅北改札口東側、南側の横断歩道で、昼夜を問わず、歩行者の信号無視が多く見受けられます。

【警察】

歩行者にあっては、自動車、バイク、自転車と違い、いわば交通弱者ではありますが、交番勤務員が交差点での警戒監視活動を行うことで、一時的にでも改善はできるので、そうした活動を地道に継続的に行っていきたいと思っています。

(2) 「交番だよりについて」

【委員】

「加島交番だより」を毎月届けていただいております、社内のネットワークに掲示し、社員に見てもらい注意喚起を継続しています。

【警察】

淀川警察署管内には全１２の交番があり、淀川警察署のホームページにもその全てを掲示しています。

交番だよりは、地域にお住まいの方々が事件事故に遭わないよう、

各交番勤務員が、毎月、苦心して作り上げています。

一人でも多くの方に見ていただき、犯罪被害防止に役立てられますよう、今後とも、掲示板やネットワークへの掲示回覧等でご活用いただきますようよろしくお願いします。

(3) 「地域警察官のあいさつについて」

【委員】

自転車で巡回している警察官が周りの人に気さくに挨拶をしてもらえたらよいと思います。

現状、そうではないので、存在感で損をしている気がします。

【警察】

地域警察官は、地域住民と密接な関係を保ち、皆様の御理解、御協力を得ながら活動しています。

気さくな感じがせず、何か怖い、冷たい存在と感じられているようであれば、それは本意ではありません。

特に、通常のパトロール時には、挨拶を励行し、より親しみやすい存在と感じていただけるように配慮します。

しかし、警察官は様々な事件、事故に対応しており、現場に向かう場面では厳しい表情になっている場合もありますので御理解ください。

(4) 「自転車の走行について」

【委員】

自転車は原則として車道を走行し、その際は左側通行なのは分かります。

ただ、車道を通行すると危険な場合や、「歩道通行可」の標識がある歩道を走行する場合等でも、左側の歩道を通行しなければならないのでしょうか。

【警察】

自転車で歩道を通行する場合は、左右どちらの歩道でも通行することができます。

ただし、歩道を通行する場合は、なるべく車道側を通行し、歩行者優先でお願いします。

(5) 「自転車の交通違反について」

【委員】

管内における交通情勢等については、やはり自転車における事故が多くなっていると思います。

自転車等の罰則も厳しくなっていますが、車と同じ位の駐輪取締りから考えていく必要があると思います。

【警察】

議 事 概 要

自転車の駐輪違反については、駅周辺等を中心に、区役所や公営所等と連携して、広報啓発活動や撤去作業を行っています。

また、大阪市の建設局と連携して、駐輪施設の増設等にも取り組んでいます。

今後もこうした活動を通じて、自転車の駐輪に関する問題を改善していきたいと考えております。

(6) 「十三交差点の渋滞について」

【委員】

阪急十三駅西口付近の十三交差点について、朝の通勤時、東西に渡る横断歩道を利用しています。

南行き道路の前方が渋滞し、歩行者信号が青になっても、横断歩道内に残留する車が多くて困っています。

また、自転車についても、歩行者が渡っているにも関わらず、前方、側方を乗車したまま相当の速度で通過しています。

非常に迷惑かつ危険であり、乗車ルールの徹底や啓発をお願いします。

【警察】

委員の御意見を受け、十三交差点については、定期的に朝の通勤時間帯に交差点立番を実施することとし、改善を図っていきたいと考えております。